

|  |   |                 |                          |     |     |
|--|---|-----------------|--------------------------|-----|-----|
| 制 度 名  | 農業用ハウス強靱化緊急対策事業<br>(国：園芸産地における事業継続強化対策)   | 主管課名            | 産地振興課<br>施設野菜・果樹花<br>き G |     |     |
|  |   | 問合せ先            | 029-301-3954             |     |     |
| 目的・趣旨  | 非常時の備えが特に必要とされる一定規模以上の農業用ハウスについて、都道府県が事業継続推進計画を策定し、それに基づき市町村等が行う自力施工等の技能習得や既存の農業用ハウスの補強、防風ネットの設置等を支援することで、園芸産地における非常時の対応能力向上及び農業用ハウスの倒壊や損傷の防止をする。 |                 |                          |     |     |
| <p>[対象団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施主体：都道府県</li> <li>・ 取組主体：都道府県、市町村等</li> </ul> <p>[対象事業]</p> <p>(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催</li> <li>・ 災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの普及を行う実証の取組</li> </ul> <p>(2) 既存ハウスへの被害防止対策【対象：今後 10 年以上の利用が見込まれるハウス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー、斜材、中柱 等）</li> <li>・ 防風ネットの設置 等</li> </ul> <p>[補助要件等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。</li> <li>・ 既存ハウスへの被害防止対策への取組については、以下の全てを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備を実施すること。</li> <li>② 個々の経営体で事業継続計画を策定すること。</li> <li>③ 取組対象者は収入保険に加入すること。</li> <li>④ 対象施設が園芸施設共済又は民間の保険に加入すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>[対象経費]</p> <p>補強資材費、補強役務費、機械設備購入費、通信運搬費、消耗品費、委託費、旅費、雑役務費 等</p> <p>[補助限度額等]</p> <p>○ 補助率：(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証：定額<br/>(2) 既存ハウスへの被害防止対策：1/2 以内</p> <p>○ 補助限度額：なし。</p> <p>[経費負担割合]</p> |   |                 |                          |     |     |
| 区 分  |   | 国               | 県                        | 市町村 | その他 |
| ・ 施設・機械の整備   |   | —               | 1/2 以内                   | —   | —   |
| [2 年度補正予算額]  |   | [3 年度補助対象団体]    |                          |     |     |
| 260,000 千円   |   | 令和 3 年 4 月頃決定予定 |                          |     |     |
| [備考]   |   |                 |                          |     |     |